

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			青葉区総務課予算調整係 <small>ふりがな</small> 担当者名 <small>たかの</small> 高野 電 話 978-2214

設 計 書

1 委 託 名 青葉区役所3階照明器具LED化業務委託

2 履 行 場 所 青葉区市ケ尾町31番地4 青葉区役所

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和5年2月28日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
青葉区役所3階の照明器具をLED照明に交換します。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
青葉区役所 3 階 照明器具LED化業務委託					
直接工事費					
照明器具C41設置	264	台			
照明器具D42設置	6	台			
既存器具撤去	1	式			
産業廃棄物処理費含む	1	式			
共通費					
共通仮設費					
現場管理費					
一般管理費等					
消費税及び地方消費税相当額					
委託代金合計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

青葉区役所 3 階照明器具 LED 化業務委託仕様書

1 業務概要

本委託は、区庁舎の照明器具の一部を LED 化することにより、区庁舎の省エネルギー化を促進するものである。

2 履行期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。

3 履行場所

横浜市青葉区市ケ尾町 31 番地 4 青葉区役所

4 委託業務内容

青葉区役所 3 階の照明器具を LED 照明（場所、器具については、別紙「図面」及び「照明器具仕様書」）に交換すること。

また、作業にあたっては、照明設備保守の観点から、委託者及び区役所中央監視室との協議を行い、適切に交換作業を行うこと。

5 作業にかかる照明設備の保守、確認について

青葉区役所の照明はパナソニック製の照明システムを採用しているため、照明の LED 化にあたっては、事前にパナソニックへ照明システムの仕様を確認の上、照明システムに適合した形で作業を実施すること。既設の照明システムは調光機能があるが、新たに更新する天井器具は調光無しのものとする。

また、各箇所の作業にあたっては、既存の照明設備や付帯設備の保守状態の確認を事前に行うこととし、作業後には照明システムや照明設備、付帯設備の状態が作業前と変わらず正常な状態に保たれていることを確認し、報告書を提出することとする。

6 注意事項

- (1) 作業を行うに当たっては、区役所業務に支障のないことを確認したうえで行うこと。（原則として、区役所の休庁日（土曜（第 2、第 4 の午前は除く）、日曜、祝日）での作業とする。作業に日数を要し、開庁日にかかる場合には、委託者と調整の上、区役所の業務に支障がないようにすること）
- (2) 作業に必要な物品は、電力、水道の使用を除き、受託者の負担とする。
- (3) 庁舎内の備品、物品等に損傷を与えたり、汚すことのないよう、作業の際には養生等の対策を講じること。
- (4) 器具交換後の下地、露出部分は補修とする。
- (5) 照明器具の交換後、点灯（アドレス番号）確認を実施すること。
- (6) 照度測定を器具交換の前と後に行うこと。
- (7) 絶縁測定を器具交換の前と後に行うこと。
- (8) 撤去処分品については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

(9) 非常時の対応

- ・作業中、受託者の責任により異常が生じた場合、委託者と協議の上、受託者の責任で正常に復旧する。
- ・作業中に異常を発見したときは、委託者と協議のうえ原因を調査し、適切な措置を行う。

(10) 受託者は、作業前に現地を調査し、器具や作業方法を委託者と確認、調整すること。

7 安全対策

本委託履行にあたっては、労働安全衛生法等の関連法規に基づき安全作業を行うこと。

8 事故処理

本委託履行中に受託者の責に帰すべき理由により、本市施設に損害を与えた場合は、受託者の負担において直ちに現状に復するものとする。業務中の事故（人身事故を含む。）については、受託者と本市双方協議のうえ、解決するものとする。

9 契約不適合責任期間

本委託の契約不適合責任期間は1年間とする。

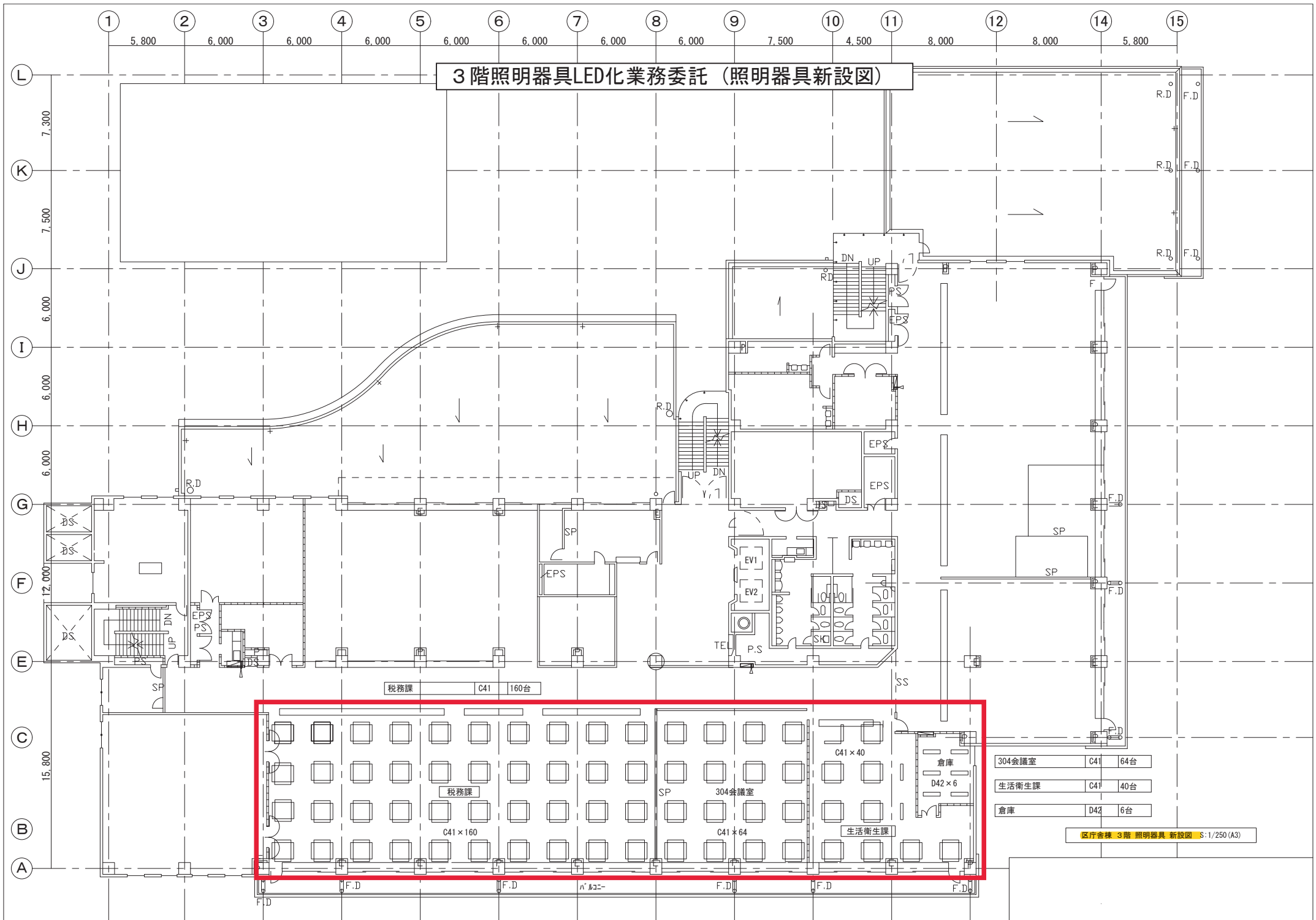
10 提出書類

下記の書類を提出すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
報告書	検査完了時	2部	完成図含む
マニフェスト		1部	

11 その他

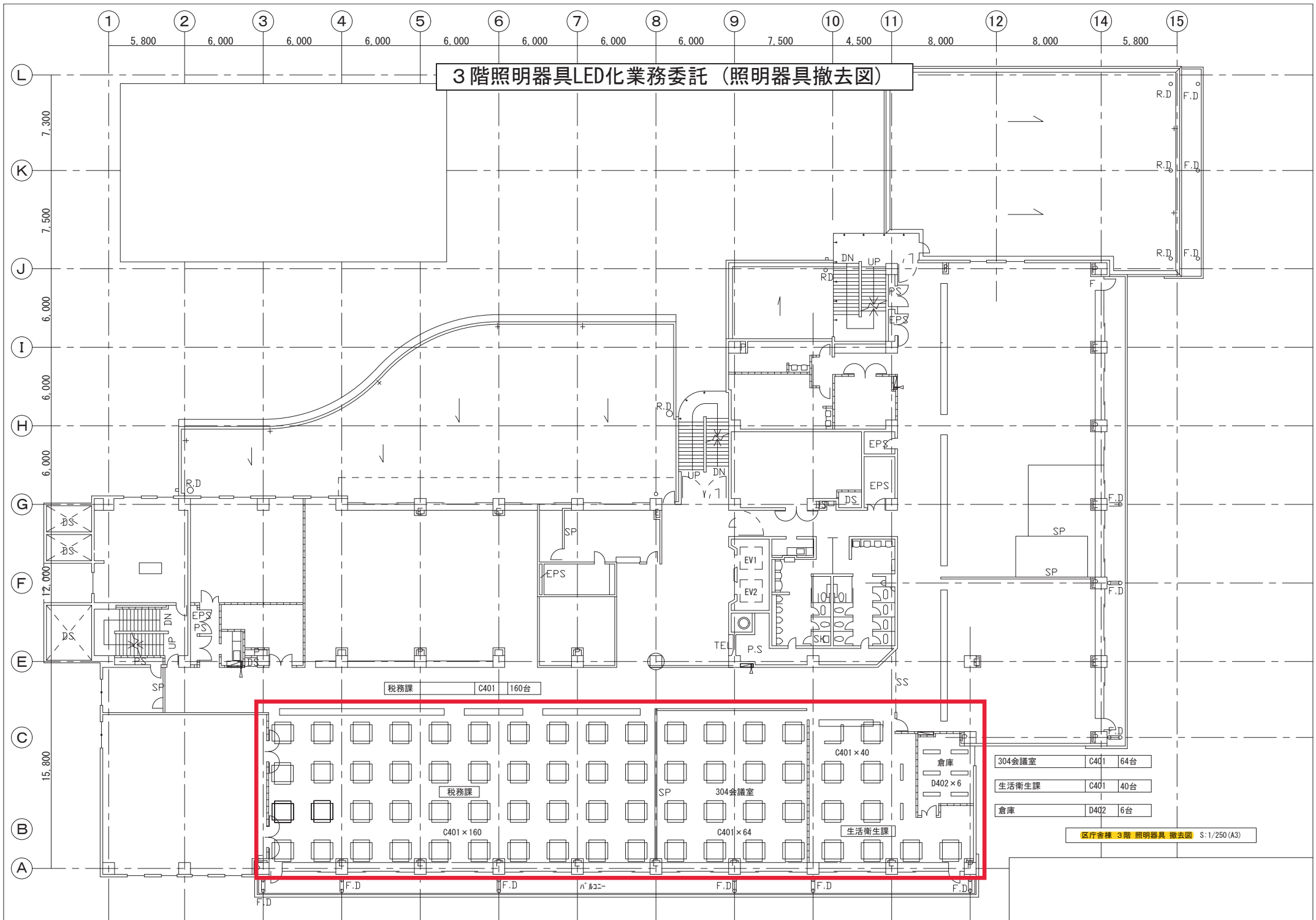
仕様書の記載事項、その他疑義が生じた場合は、委託者と協議する。



3階照明器具LED化業務委託 (照明器具新設図)

- 304会議室 C41 64台
- 生活衛生課 C41 40台
- 倉庫 D42 6台

区庁舎棟 3階 照明器具 新設図 S:1/250 (A3)



3階照明器具LED化業務委託 (照明器具撤去図)

区庁舎棟 3階 照明器具 撤去図 S:1/250 (A3)

税務課 C401 160台

税務課

C401 × 160

304会議室

C401 × 64

生活衛生課

倉庫

D402 × 6

304会議室 C401 64台

生活衛生課 C401 40台

倉庫 D402 6台

